

## 「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについて

### 1 基本的な考え方

法施行後、区分ごと（1号～3号）の子どもの人数が、計画における量の見込みと大きく乖離している場合、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

（平成26年7月2日告示「子ども・子育て支援法に基づく基本方針」）

### 2 「大きく乖離している場合」とは

平成28年4月1日時点の、区分ごとの子どもの人数の実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上乖離している場合

（平成29年1月27日内閣府通知）

### 3 本市の状況（10%以上乖離しているかどうか）（H27年度結果）

（平成28年3月1日現在）

区分	保育			教育
	0歳児 (3号)	1・2歳児 (3号)	3～5歳児 (2号)	3～5歳児 (1号)
計画値(A)	3,274人	6,621人	9,008人	15,071人
実績値(B)	3,500人	6,631人	9,397人	13,914人
(B/A)	107%	100.2%	104.3%	92.3%
<b>乖離率</b>	<b>7%</b>	<b>0%</b>	<b>4%</b>	<b>▲8%</b>